

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂に伴う 移行措置案の概要

文部科学省では、平成 29 年4月 28 日に公示した新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の円滑な移行を図るため、移行期間中の教育課程の特例を設けることを予定しています。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリック・コメント(意見募集)を行います。

1. 移行期間における基本方針

○新学習指導要領への移行のための期間(小学部:平成 30、31 年度、中学部:平成 30～32 年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。

○積極的に新学習指導要領による取り組みができるよう特例を設ける。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

(1)教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

- 小学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童)
 - 小学部(知的障害者である児童)
 - 中学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である生徒)
 - 中学部(知的障害者である児童)
- 平成 30 年度から新学習指導要領による。

②教科に関する取扱い

- 小学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童)
→全ての教科において、平成 30 年度から新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある障害への配慮事項及び小学校の新学習指導要領及びその移行措置による。
- 小学部(知的障害者である児童)
→平成 30 年度から全部または一部を新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領によることができる。
- 中学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である生徒)
→全ての教科において、平成 30 年度から新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある障害への配慮事項及び中学校の新学習指導要領及びその移行措置による。
- 中学部(知的障害者である児童)
→平成 30 年度から全部または一部を新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領によることができる。

③道徳科

- 小学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童)
- 小学部(知的障害者である児童)
- 中学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である生徒)
- 中学部(知的障害者である児童)

→平成 27 年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学部は平成 30 年度から新学習指導要領によることとし、中学部は平成 31 年度から新学習指導要領による(平成 30 年度は先行可能)。

④外国語活動

- 小学部(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童)

→平成 30 年度から新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある障害への配慮事項及び小学校の新学習指導要領及びその移行措置による。

- 小学部(知的障害者である児童)

→平成 30 年度から新たに外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。外国語活動を加えて教育課程を編成する場合、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領による。

(2)小学部(知的障害者である児童)の総授業時数

→平成 30、31 年度における総授業時数を、下表に定める総授業時数とすることを標準とし、第3学年から第6学年までにおいて、外国語活動の授業時数の取扱いに応じて、総授業時数から 15 までの範囲内で時数を減じることができる。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)